

令和 8 年瑞穂町農業委員会 9 月総会

令和 8 年 9 月 24 日、令和 8 年瑞穂町農業委員会 9 月総会が町民会館第 2 会議室にて開催された。

農業委員会委員

1 番	吉岡昭夫	2 番	青木一幸	3 番	田中和義	4 番	細渕日出夫
5 番	坂田敬一	6 番	西村一彦	7 番	中野高雄	8 番	鳥海勝男
9 番	吉崎茂	10 番	雨宮尚幸	11 番	古川宗昭	12 番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中育夫

田中俊明

長谷部冬樹

【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長	水村 探太郎	農政係長	菊池 歩
(事務局長)		(書記)	
農政係	宮野 裕城		

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 8 年瑞穂町農業委員会 9 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、6 番委員の西村 一彦さんと 7 番委員の中野 高雄さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (菊池 歩 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

6 番委員 (西村 一彦 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 11 日 (金) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、トマト、枝豆、トウモロコシ等を栽培しています。耕作面積は約 40 a。農業従事者は本人、両親です。農業従事日数は本人が 350 日、両親が各 350 日です。所有機械はトラクター 1 台、動力噴霧器 1 台、軽トラック 1 台等です。販路につきましては直売所です。取得農地の営農計画は麦、枝豆、トウモロコシを栽培予定です。通作距離は車で 20 分です。販路は加工工場への出荷、収穫体験での利用です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、番号3、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。なお、本件は同一地域に所在し同一人物が借り受けるため、一括審議としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本案件は一括審議といたします。それでは事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1 番委員

(吉岡 昭夫 君) 議案第1号、番号2、番号3、番号4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は9月14日(月)午前11時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんの研修生である××××より聞き取りを行いました。××××さんは今年度に就農予定であり、申請地の農地を管理します。そのため、営農状況等については××××さんの内容となります。××××さんは現在研修先で、トウモロコシ、ネギ、キャベツ、ブロッコリー等を栽培しています。今後の営農計画ですが耕作面積を100aまで拡大予

定です。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。販路につきましては直売所、量販店です。取得農地の営農計画はキャベツ、ブロッコリー、ダイコン、タマネギを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 9 月 14 日(月) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇の代表者より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、大豆、そば、菜種、ゴマ等を栽培しています。耕作面積は約 1400 a です。農業従事者は代表者、代表者の両親、パート 2 名です。農業従事日数は本人が 300 日、両親が各 300 日、パートが各 150 日です。所有機械はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、耕運機 3 台、トラック 3 台等です。販路につきましては直売所、契約者への販売です。

取得農地の営農計画は大豆、ゴマを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は直売所、契約者への販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10番委員 (雨宮 尚幸 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の許可申請に伴う調査内容を報告します。現地調査は8月14日(月)午前10時に行いました。本案件は8月総会にて農地の改良計画等を確認するため継続審議としています。今後の農地の改良計画等について事務局が聞き取りした内容を報告します。申請者に農地の改良計画について聞き取りをしたところ、当初の想定より水はけが悪く農地の改良には多額の費用が掛かるため、自分の力ではできないと回答がありました。担当委員の意見としましては、農地について改良計画の目途が立たないことから、否決とすることが適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 について否決とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、否決とします。続きまして、報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出人〇〇、住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 報告第 2 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。

以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 8 年瑞穂町農業委員会 9 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 1 時 55 分

議 長

第 6 番 委 員

第 7 番 委 員